

## 第四十二号議案

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例  
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整の特例に関する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）別表に定める単位費用は、令和三年度分に限り、同表一の部二の款一の項中「一四、六九七円」とあるのは「一四、八三六円」と、同部五の款一の項中「一八九、八六四円」とあるのは「二六三、六〇九円」と、同部六の款一の項中「二、三八四円」とあるのは「四、〇三二円」と、同表二の部一の款一の項中「一、〇七二円」とあるのは「三、六八五円」と、同部二の款一の項中「四三八円」とあるのは「一、二九二円」と、同部三の項中「三、八五〇円」とあるのは「一二、三八四円」と、同部三の項中「一二、九一〇円」とあるのは「四二、九一九円」と、同部三の款一の項中「二九三円」とあるのは「一、〇〇六円」と、同部四の款一の項中「一七〇円」とあるのは「五七二円」と、同部五の款一の項中「一三二円」とあるのは「四五四円」と、同部六の款一の項中「七六八円」とあるのは「一、六二二円」と、同部三の項中「一四四円」とあるのは「一五三円」と、同部四の項中「一、四九〇円」とあるのは「一、九七四円」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和三年度分の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整について、再算定を行う必要がある。